

登米市病院事業医療費保証委託仕様書

1 目的

本仕様書は、登米市病院事業（以下、「本市病院事業」という）において、患者の入院時に連帯保証人の代行を行い、これに基づく未収金発生時の保証を委託することにより、未収金の発生抑制及び縮減、未収金回収業務の効率化のほか、患者サービスの向上を図ることを目的とする。

2 業務の内容

本市病院事業が運営する「3 対象病院」（以下、「対象病院」）に、履行期間内に入院する患者のうち、入院申込書において本仕様書に基づき本市病院事業が業務を委託する事業者（以下、「委託業者」という）を連帯保証人とする保証委託契約への申込みの意志表示を行った者（以下、「契約患者」という）については、委託業者は契約患者と連帯して、当該入院料を保証するものとする。

契約患者が入院料を支払わなかった場合、委託業者は、対象病院からの請求に基づき、「6 保証範囲」に定める範囲で、当該未払い入院料を代位弁済するものとする。

3 対象病院

登米市立登米市民病院、登米市立米谷病院、登米市立豊里病院

4 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

ただし、契約患者の入院費に関する代位弁済金請求権については、履行期間終了後も6ヶ月間は保証の対象とする。

5 業務実績

本業務の委託業者は、「医療費保証委託（連帯保証人代行・保証料病院負担型）」の業務実績が通算3年以上あること。

また、令和7年9月末日時点において、3年以上継続利用している医療機関の契約実績及び、公立又は公的医療機関における契約実績があること。

6 保証範囲

(1) 保証対象者

契約患者（保証委託契約に申し込みをした全ての入院患者）

(2) 保証入院期間

1 入院（入院日から退院日まで）

(3) 保証限度額

1 請求あたり30万円

※患者1人あたりの1入院費用を「1請求」とする。

月を跨ぐ場合は、1か月ごとに「1請求」とする。

(4) 保証内容

①入院費用における診療報酬の自己負担分

- ・ 公的医療保険対象者：公的保険の自己負担分
- ・ 公的医療保険対象外：全額

②入院費用実費負担分（差額ベッド代・食事等）

③レンタル費用（患者衣等）

(5) 保証料

委託業者への保証料は病院負担とし、今回の履行期間における保証料の積算は、「6 保証範囲」の(1)～(4)を基に、1年目は別紙「対象病院の関連情報」に示す対象病院の未収金残高を参考として、事業者が提案する保証料率を乗じた額とし、2年目以降は、弁済請求額の実績に保証料率を乗じた額とするなど、明確な設定とすること。

なお、履行期間内の保証料率は、原則として同一の料率とすること。

(6) 保証料の支払い

委託業者への保証料の支払いは、年度ごとの一括払い、もしくは月払いを選択できること。但し、前払いとする場合は、当該年度内の請求とすること。

7 代位弁済請求方法及び限度額

- (1) 契約患者が支払わなかった入院費に係る委託業者への代位弁済請求については、対象病院ごとに取りまとめ、対象病院からそれぞれ請求するものとする。
- (2) 対象病院からの委託業者に対して行う代位弁済請求の請求期限については、請求書発行後3ヶ月から4ヶ月程度の期間を確保するものとし、対象病院が特に必要と認める場合には、請求期限を超えた後であっても請求を認めるなど、利便性の高い条件を設定すること。
- (3) 年間の代位弁済限度額については、最低でも年間保証料の120%以上とするほか、病院単位ではなく事業全体での限度額設定とするなど、利便性の高い条件を設定すること。

8 契約患者への返済請求、督促体制等

- (1) 委託業者による代位弁済に係る契約患者への返済請求に関しては、契約患者に対し担保・抵当等の提供を求めないこと。
- (2) 契約患者が分割返済を希望する場合には、当該患者の返済能力に応じて、分割返済を認めること。
- (3) 返済に係る手数料を別途請求する場合には、当該手数料が対象患者にとって過度な負担とならない額とすること。
- (4) 契約患者が不利益を被ることのないよう十分に配慮し、督促体制を明示した督促フロー、組織図、問い合わせ窓口等を提出すること。
- (5) 債務者及び第三者からの苦情については、委託業者が対応するものとし、その内容及びその対応状況を記録し、速やかに対象病院の担当者へ報告すること。

9 業務の安定性、債権保全

直近、3か年の財務諸表において、各年度に純損失が発生しておらず、財務状況が健全であること。また、安定的にサービスを提供できる体制が構築されていること。

業務の安全、安定的な運用を確保するため、委託業者は損害保険会社との契約等により、必要な保険措置を講じること。

10 法令の遵守

- (1) 委託業者は、本市病院事業の代理人として良識のある行動と善良なる態度で業務を実施するものとし、債務者及び利害関係人その他から、苦情等が出されないように注意を払うこと。
- (2) 受託業務の実施にあたっては、この仕様書に定めるほか、弁護士法、貸金業法、その他諸法令を遵守すること。
- (3) 個人情報の保護
委託業者が行う個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法、登米市個人情報保護法施行条例の趣旨に従い、厳密かつ適正に行うこと。
- (4) 再委託の禁止
業務の実施にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、本回収業務の一部の処理については業務の履行上必要があって、あらかじめ本市病院事業の承認を得たときは、この限りではない（再委託についての詳細は契約書において定める）。この場合において、受託業務の一部の処理を受けた者の行為は全て委託業者の行為とみなすものとする。
- (5) 守秘義務
委託業者及び回収の担当者は業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約解除及び契約期間満了後も同様とする。

11 業務の運用支援

業務を開始するにあたり、業務運用方法等について、対象病院の担当部署へそれぞれ説明を実施するほか、入院患者へ配布する説明用のチラシを作成する等の運用支援を実施すること。

12 その他の留意事項

- (1) 安全確保及び損害賠償
 - (ア) 業務の実施にあたり、委託業者及び回収担当者は安全（傷害、盗難等）の確保に万全の注意を払うこと。また、委託業者及び回収担当者が損害を受けたときは、本市病院事業に責任がある場合を除いて補償しない。
 - (イ) 業務の実施にあたり、委託業者及び回収担当者は本市病院事業、債務者及び第三者に損害を与えないように注意すること。また、委託業者又は回収担当者の故意又は過失により本市病院事業、債務者、第三者に損害を与えた場合には、直ちに本市病院事業に報告するとともに、委託業者が損害を賠償すること。
- (2) 書類保管
 - (ア) 法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。
 - (イ) 契約期間が終了した場合には、本市病院事業から貸与した書類等を返還すること。
- (3) その他
本仕様書に定めのない事項は、本市病院事業と委託業者で協議のうえ定めるものとする。